

第6回 向日市上下水道事業懇談会 議事録

日 時 : 平成20年8月20日(水)午後2時から午後4時まで
場 所 : 向日市福社会館大会議室(3F)
出席者 :
(委員) 吉川会長、井垣委員、大場委員、鎌田委員、楠本委員、田中委員
西田委員
(事務局) 齋藤上下水道部長、齋藤上下水道部次長、大島上下水道部次長、
山根営業課長、高田浄水場長、山中営業課課長補佐
柴崎営業課係長、横山営業課主任
傍 聴 : 1名

議事(要約)

(会長) 前回の懇談会で提言書の取りまとめについて、小委員会で検討していただくこととなり、今回、小委員会で精力的に取り組んでいただき中間報告が出されましたので、それについて皆様のご意見をいただきたいと思えます。

(委員長) 小委員会で検討しましたことについて、説明いたします。

経営状況の資料について、地方債の償還状況も見たいということで、10年の長期見通しを事務局に出していただきました。それで全体の経費を見渡すと、処理費というのは京都府に維持管理をお願いしている流域下水道の負担金で、関係市町との協議により5年ごとに決められており、向日市としては、経費について、意見を言うことはできるが、直接左右できるものではない。

元利償還金については、10年間のスパンになると減っていくと思いましたが、向日市は、企業債の償還金が施設の耐用年数よりも償還期限が短いということで、今の現役世代が余分にその借金を返さなければならないことと将来の人はそれを負担しないで済むということや、それだけ急激にたくさん返済するとそれだけ財政に負担がかかるということから、平準化債を採用している。

平準化債になると当面返す額は少なくなるが、将来、最初のままなら返さなくてよい期間に返済することになり、その分トータルとしては同じ金額になり返還金額は変わってこないことになり、まさしく向日市の財政状況は平均的に同じような償還額で、10年の長期を見てもあまり償還金額に影響は出ていない。

しかし単年度ごとで考えると7億円の繰入になるところが、平準化債のおかげで5億で済んでおり、その分だけ向日市の一般会計の負担が軽くなっている。

ただ、その分10年経っても同じような金額を返還していかなければならないということが生じている。

国としては、負担の公平を図るということから、適した制度としており、財政能力があればそれだけ早く償還すれば利息を払わなくて済むわけですが、向日市の財政状況から勘案すればやむを得ないことではないかと思われま

そうといったことを踏まえて検討しますと、結局、企業債の償還金と京都府の負担金で90%ぐらいの経費を占めている。

人件費についても、たとえば営業課長とか本来水道会計と折半しなくてはならない経費も水道会計に負担してもらっている、あるいは、規模からして最小限の人数に抑えられていることを考えたら人件費は少ない割合でやっておられると見受けられます。

それで、公共下水道が30年経つ中で、非常にやりくりは適正にされていると感じる。

最近、総務省の通知で分流式下水道に要する経費が、新たに繰出し基準として、一般会計から下水道会計への繰出しするのが適切な金額として認められるようになった。

ただ、従来、基準外の繰出しという、あまり適当でないと言われていたものが、やむを得ない経費として、認められたということではありますが、一般会計から余分に出している繰入金という意味ではまったく同じ性格であり、従って繰入金総額については変わっていない。

それがどういう金額かと言うと一般会計の赤字に対する繰入金のうち、適正な使用料を回収したとしてもなお不足する分が分流式下水道に対するより適正な繰入金として見なされることになった。

国の標準としている使用料の金額が、現在1トンあたり150円と想定されて、そういった差額分が、適正な金額ということで、2億1200万円、これが150円分に対する繰入金として繰入してもなお、そのほかに1億7700万円という網掛けの部分が、分流式の場合、合流式と比べて下水道管も2本で経費も余分にかかるということから、やむを得ない経費として今回認めてもらうことになった。

ただ、それをこの1億7700万と7000万の基準内の繰入金と合計2億4780万の基準内繰入金となったわけであるが、なお、2億1200万の基準外の繰入金が残っている状況である。

こうい

国の方でも、下水道事業は公営企業として、会計計算をすべきであると、ただ、公営企業法の適用は任意適用ということで未だ強制はされていませんが、なるべくしなさいと現在指導しているところですが、それはともかく財政的にはそういった下水道で賄うべき費用は、少なくとも汚水に関しては適正と認め

られている繰入金以外は除いて、自前で使用料とかで賄う努力をしていく必要がある。

ただ、そういっても過去の経過やその分丸々使用者に負担するというになると、使用者の負担も急激になるし、住民の負担が過激にならないように配慮して検討していく必要があるのではないかという結論になったわけです。

今後の課題としては、過去に発行した企業債の中で、金利が高いものが未だ残っており、そういった過去の分、それを当てにして年金財源とかになっているわけですから、それを低利にしてくれというのは困難ではありますが強く働きかけて、いままででも部分的に改善されているので、今後も引き続き改善されるよう働きかける必要があるのではないか。

それから、処理場の管理者である京都府や関連市町と連携して不明水対策を行う中で、有収率(の向上)、不明水とかを減らしていく対策も、これも費用対効果を勘案しながら行っていく必要があるのではないか。

あるいは、まじめに払っていただいている人との負担の公平を欠かないように、あるいは財政を健全化するためにも、滞納対策をきちんとする。

さらには、せっかくの下水道を100%生かすためにも未水洗家屋に働きかけて環境の改善と使用料の増収を図るのではないかと考えまして、このような報告書をまとめさせていただいた次第です。

(会長) これにつきまして何かご意見ありませんか、また、小委員会の委員の方から補足等あればお願いします。

(委員) 小委員会として、一番最初に現在の経営状態を検討するとことになっていきますけれど、まず無駄な支出がされているのではないかと考えるのであればならない。

つまり、現在の国でも相当無駄が多いから何とかしないと、無駄をしながら値上げするとはとんでもないということが議論されていますから、向日市においてはどうかと言うことを議論するというのがひとつです。

固定的に最初から払わなければならない金額が府の負担金、利子償還金、元金償還金など何が何でも払わないと困るような費用が9割ぐらい、残りの職員給与、使用料徴収負担金、委託工事料、その他という項目ですが、使用料徴収料も、職員給与も基本的には、人件費であり、人件費は、月々の給与体系が決まっており、そこが変わらないと変わらない。

結局、下水道として、通常努力できる可能性があるのが委託工事費とその他事務経費などで、これらだけが全体の中で調整可能な費用です。

この中で、たとえば半分にしたところで全体の中で考えると、ごくわずかで、支出のところでこれ以上合理的にするというのは、非常に困難であるというのがひとつの結論で、結果的に支出の合理性を何らかの形で努力していただくのは難しいというのが、小委員会での一つの判断です。

それから、現在の使用料収入が6億5600万円とあり、それ以外は、現在

のところすべて一般会計からの繰入です。

つまり、単純に言えば、これだけの赤字を市の一般財源から補填しているという考えで、その補填している中に、国の方としてこれぐらいは、一般会計から持ち出してもやむを得ないという金額が通常基準内といわれている繰入金で、それ以外は、国はそういう支出をあまり認めていない。

今後、それがどんどん増えてくると、国が現在いろいろ手当てしている補助率だとか借換の安い資金を用意するなどの手当てが、結果的に適正な使用料として支払われているという分がないと国は認めないというスタンスである。

結局、支出および収入で合理化できないかということ、収入の方は、結果的に全部、一般会計から赤字補填になるので、今のまま、値上げをしないでいくと基本的には、国からみれば不適切な繰入になる。

そうすると通常の一般財源のほうで、市がそれ以外の住民サービスとして使う費用が全部こちらに流れてくる。

それでいいのかどうかという議論で、結果として、我々も値上げが必ずしもいいとは思わないが、一般会計から繰り入れるべきなのか、値上げをすべきなのかを考えると値上げはやむを得ないと言わざるを得ないのではなかろうかというのが最終的には結論になった。

どれぐらい上げるかということについては、適正な使用料料金として、国が一つ基準を出している線がこの150円で、我々がいろいろ議論したけれど、何が適正かは非常に難しく、結果的には国がいう費用を適正とせざるを得ない。

ただ、それを一度にやるのか、市民感覚を含め多少考慮すべきかどうかということはある。

先ほどの平準化債は、個人的意見では、本来すべきではないと思う。

平準化債というのは借金ですから、住宅ローンを返すのにまた、借りて返しているということで、その利子も結構高いから、本当は、借りないで返せばよいが、借りなくて返そうとすると一般会計からさらに繰り入れなければならないという形になるから、どこを削るかとなってきた場合に、やむを得ないですが下水道料金の値上げにより財源を増やすことが、結果として長期的に見たときに一般会計からの繰入も減り、適正な財政運営ができるのではとないかというのが結論です。

(委員長) 先ほど私が、元金償還で説明させていただいた話ですが、だんだんと右下下りで減っているが、新しい制度で資本費平準化債というのができてそれを採用したおかげで、前の方の償還金額が少なくなった代わりに後のほうで償還金額がちょっとずつ増えて、これが加わって合計としては、10年の財政期間を通すとほぼ同じ金額になっており、どちらかというやや償還額が増えるという形になっているが、こうした形で、後世に先延ばしているということです。

(会長) 資料2で、150円に上げると、基準内の繰入が許される部分が広がるけ

れど全体として、一般会計の方から認められないけれども繰り入れているものが無くなるという意味ですか。

(委員) A - B = Cの部分が、150円を前提した時の収入増の部分になる。その増をすれば、国の方は、それ以外は基準内となり、適正な繰入と認めましょうという考え方があり、今は、基準内、基準外とあり、不適切なものが残っており、これ(使用料単価)を上げると国のほうも、基準内で適正な繰入金とみましようとなるという意味です。

(会長) 負担はお願いすることになるが、建前上は一般会計から回していくことについては、国からみて合法となり、健全とみなされて、他のいろいろな申請などのときに、経営状態から見て、いろいろ優遇措置の対象になるという意味ですね。

この比率が結構多いが、今不適切といわれているのは、結局CとHですか。

(委員) 前まではCとHが不適といわれていた。今回、新しい制度としてHの部分はやむを得ないということです。

(会長) だけどCの部分が残るので、その財源として使用料を増やすことにすれば、この部分を解消できるということですね。使用料をどれだけ上げるかということについては、いま現在のBの場合の立米あたりの単価はいくらですか。

(事務局) 平成21年度では113円です。

(委員) 表の試算では、113円が150円になったとした時の計算式になる。

(会長) 汚水処理原価が、ずっと150円になっているのはなぜか。原価は変わらないのか。

(事務局) 処理原価の150円ですが、先ほどの分流式下水道の考え方によって、基準内繰入金が増え、なおかつ資本費平準化債を資本費から取り除く、その二つの計算を行うことによって処理原価が150円になる。

ですから、平成18年度決算の時点では、処理原価が250円であったのが、算定方法を見直すことによって150円になった。

(会長) 資料1は、150円に上げるということを前提にはしていないのですね。

(委員) 京都府に払っている下水道処理費は変わってきているのですか。

(事務局) 今現在、(1立米あたり)42円です。5年に1回見直しがあり、平成13年まで49円、14年から42円、施設が古くなれば単価が安くなるのが一般的。

水道でも、日吉ダムが高い、宇治系が安いという話があるがそれと同じ理屈で、反対に下水道に関していえば乙訓は早くからやっているのが安い。

(委員) 宇治川左岸なんかは、確か62円ぐらいだったと思う。

(事務局) ただ、施設が老朽化したとき、洛西浄化センターの改修の費用が増えれば負担が変わる。

(委員) 議論の中で、公平さと市民の費用をどうするかという意見が出てくると思うが、一般会計からの繰入金があまり大きにならない方が望ましいというよう

に、結果的には税金でとるか、下水道料金で取るかいずれにしても現在の資本費用と維持管理費用を両方合わせると下水道収入だけでは足りないわけだし、どこからか持ってこなければならぬ。

それが、基本的には一般会計からもってくるのか、他の財源を当てにするのかということになるが、市の下水道に処分できる資産もなくて、現状ではぎりぎりところで運用されているのが実態である。

(会長) 一番最初の公認会計士のレポートでは、本来76%の値上げであるが、急激にはいかないから30%ぐらいが妥当だろうという勧告でしたね。

今の数字を見てみると、113円を150円にした場合、33%の値上げになり、それで解消になるのかどうか。

(委員) 解消というより結果的には、下水道の自立性がちょっと高まるという程度で、本来私が考えているのは、平準化債も借りないで自分で返していき早く償還するのが望ましいと思うが、市としては、平準化債によって負担を広く公平に長くという考えが現実にあるので、確かに住宅ローンを返すのに月々の自分の財布から持ち出すのは少ないが結局長く返さなければいけないし、トータルでは増える。

それが私個人的には公平な負担になるのかは判断しかねますが、今の考え方は月々あまり過激にならないように平準化債によって借金しながら返していきましようということなので、そのような判断が市民感覚であるのかどうか。

ただ客観的にいうと状況としてはかなり切羽詰っており、市の一般会計からの繰入をこれ以上やるべきなのかやらない方がよいのかというあたりが一つのポイントになるだろう。

(会長) 平準化債は、当座は楽だけど後ほど額が増えてくるという話ですよ。

これは、あまり好ましくないから、借換するならもっと利子の安い、市場金利の安いものに借換とか話が出ていましたが、しかしそれをすると国が年金の財源に予定しているから簡単には認めないとか、あちこち絡んでいて複雑な様相がある。

(委員) 国にがんじがらめにされているところがある。

民間資金に借り換えられるならもう少し楽になる。

(事務局) 金利について、借換は技術的には一応できるが、ただ借り替えるとペナルティが相当かかる。たとえば今回国の制度にのって借換し、1億円程度効果があったが、本来であればペナルティが(財政融資分だけで)9000万円かかってくる。

現実的には借換を認めていない。

資本費平準化債については、市の中でも借りているのは半数くらいで、現在金利が安いので借りているが、金利が上がれば考えなければならない。

ただ、一般会計が毎年4億円の繰出しができるかという話はまた別問題である。

繰出し金が多いと一般会計ももたない。

(会長) (150円にすると)平均33%の値上げをするということですね。国の制度から一般会計からの繰入については適正になるということですね。当然ながら一般財源を他にまわせるということですね。いくら回せるのですか。

(委員) まるまる基準外を転化したら1億7800万円まわることになる。ただ、そこまで急激にできるかということがある。

(委員) 市民の感覚からいくと33%は、他にガソリンや食料品なんかが上がってきている中で、冗談じゃないという意見もあろうかと思う。

そのへんを委員会としても考えておかなければならないということで、苦肉の策としてプールしたほうがいいよというようにした。

現在のところ周辺市町村よりもまだ向日市の上下水道料金は、ちょっと低めになっているから、多少の値上げについての受忍性はあるのではなかろうか。

ただ、安い方がよいというのが一般論ですからそれぞれの家庭から見ればどの程度まで可能性があるか。

あとは値上げしない分については一般会計からの補填になるから、それが市民としてどちらがよいかということになる。

やはり、一般会計から補填して値上げしないという意見も確かにある。

(委員) 私はここで、いろんなことを教えてもらっているからいいが、他の方は多分ご存じなくて、自分が財布から払っている水道料金が高い、高いというのが聞こえてくる。

その点をしつこいくらいに納得させる話し合いをすることによって少しでもわかってもらう方法が必要じゃないかと思う。

とりあえず、世間の事を見ないで自分の支払いの分だけを、昔がこれだけで今これだけに上がってきている、それだけだと思う。

私らは、昔から、田舎から出てきて、水が夏は冷たくて、冬はあったかくて仕事するにも楽でしたので、少々高くても安くてもこんないい所はないと思っていたが、ずっとここにいる方は、わからないと思う。

上がった理由、それからこれからまだまだ返還していかなければならない金額があるというのを分かってもらって、一番にいい方法を、自分たちがわずかな負担を増やすことによって、解消していくのが一番にいい方法じゃないかと思う。

一般会計からというと、公平のように聞こえるが、公平じゃない気がする。

使った人が使った分だけ上げるのが公平だと思う。

(会長) いま値上げすると一般財源が浮く分は、下水道使用料でいうと一世帯当たりにしたらいくらになるのか。

(事務局) もし3割上げたとしたら、税込みで2,442円になるので、月560円程度になる。

(委員) 市民の平均的な使用水量は、だいたいどれくらいか。

- (委員) 昔に比べ若干水量は減ってきてはいるが、一般的には(1世帯)2ヶ月で40トン、月20トンです。
- (委員) 以前の資料によると、使用料は、平成10年以降、20トンまでは95円、20トン~30トンが105円となっている。たくさん使っている人は結構な金額になる。
- (事務局) これまで、水道料金はこういう逡増性という料金体系になっているのは、基本的に節水してくださいという意味であった。
最近節水という形ができており水量的にもどんどん下がってきている。
- (会長) 中国なんかは水が不足して質も悪いし、水が出ないことが多い。節水、節水とどこも書いてある。時代が変わりましたよね。
- (事務局) いま、機械が節水型になってきている。勝手に機械が節水してくれる。洗濯機もそうだし、食器洗い機もそう。昔は子供ができたら水量が倍ぐらいになった。子供も少なくなり、おしめも使われなくなった。
- (会長) そういう時代の技術の変遷もあるから、料金体系なんかも。
- (事務局) 大口の280円あたりはほとんど需要がない。
- (会長) あまり、みんなが使用しなくなってくると収入が減る。
- (事務局) ただ、設備としては最大を確保しておかなければならないので、今これだけだから、これだけでよいということとはできない。
- (委員) 向日市は水が高いという話をよく聞くが、やっぱり第1に皆さんに分かってもらう努力が一番だと思う。
スタートはまずそこからになるんじゃないかと感じている。
- (会長) 「もし上げるとなれば理解をしていただく」「一般的に事情を知っている人に説明しているわけじゃないので分からないのでは」「一般的に高いということに抵抗があるのでは」という意見がありました。
- (委員) 二人の委員から市民の方に十分理解してもらわなければ話が始まらないという意見があったので、「今後の課題」の中に入れたらどうか。
実情を市民に周知徹底するという文言を入れるのもいいかもしれない。
委員会の文面の中で、市民の方に読んでいただいたら分かりやすいように市の立場を検討内容の最初の部分に分かりやすく入れたつもりである。
- (会長) 確かに読んでもらえば分かるが、やはり今後、懇談会として答申する時には、そういうことも入れておかないとだめだと思う。
周知理解のために検討されたのはどういう方向でやるのが下水道料金の収支の改善につながるかについての結論であるが、それを答申するにあたってはどのような課題があるのかという中に、市民の理解が必要だということもどこかに入れないといけない。
- (会長) 全体としてこういう方向でよいかどうか。他に何かありますか。
- (委員) 今工事をしている呑龍の関係で、府道の下で工事がストップしているが、経費が増加するのか。

(事務局) 石田川2号幹線雨水幹線は、雨水事業として実施しているもので、雨水事業については、公費という原則があります。

現在、前田の地下道内で(シールド機が)支障物に当たり、止まっていることにつきましては、今全力で撤去方法を関係機関と協議しながら進めているところで、下水道使用料に関しては、本事業は雨水事業ですので、直接関係はしておりません。

(会長) 今日の全体の皆様のお話では、小委員会から出していただいた中間報告の内容につきまして、特に反対もなく答申についてはご了承していただいているということですが、ただ実施にあたっての市民の理解ということについては特段の配慮をすべきだからそのへんの検討をいただけないかということです。

今日、中間報告としていただいたわけですが、最終答申で今日の方向でご意見のあった取り組みについて、中の文面を理解しやすいようにするとか含めて取りまとめていきたい。

(委員) 小委員会として今後の課題のところで、(今日欠席の委員の方にも)それぞれ意見があると思うので、たくさんもらったほうがいいので出してもらったほうがよい。

(会長) 次の最終の小委員会までにご意見をいただき、小委員会で検討していただいて、まとめたものを次回の懇談会で相談して取りまとめることにしたいと思います。